

# ◆ショートステイひまわりの園 利用料金表(2019年10月～)◆

## (1)介護事業基本利用料(1日につき)

### ○介護給付

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割)	627円	695円	765円	833円	900円

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

### ○主な加算と算定要件

加算	算定要件	自己負担額
サービス提供体制強化加算 (1日につき)	介護職員総数のうち、60%以上が介護福祉士資格を保有している場合	18円
看護体制加算(Ⅲ)+(Ⅳ) (1日につき)	常勤看護師1名以上を含む看護職員の配置と24時間連絡体制の確保をしている	35円
夜勤職員配置加算 (1日につき)	夜勤を行う介護職員を、基準より1名以上多く配置し、夜間の体制の強化をしている	13円
送迎加算/片道 (希望者のみ)	ご利用者の心身状況、家族等の事情等から、ご自宅から等事業との間の送迎を希望された場合	184円
個別機能訓練加算(Ⅱ) (1日につき/対象者のみ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、機能向上を目的とする機能訓練を行った場合	56円
医療体制強化加算 (1日につき/対象者のみ)	重度者(医療行為が必要な方)の対応を強化するための体制が整っており、緊急時及び急変時の取り決めを行っている場合	58円
療養食加算 (対象者のみ)	医師の発行する食事せんに基づき提供された特別な食事(糖尿病食・肝臓病食・胃潰瘍食・高脂血症食等)を提供した場合	8円
在宅中重度者受入加算 (対象者のみ)	在宅で訪問看護サービスを利用している中重度のご利用者で、利用中の訪問看護事業所から看護員の派遣を受けた場合	413円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取扱いとして創設	所定単位数×8.3%の1割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員等の確保、定着につなげるため、上記加算に加え、さらなる処遇改善のために創設	所定単位数×2.7%の1割

## (2)介護予防事業基本利用料(1日につき)

### ○予防給付

	要支援1	要支援2
自己負担額 (1割)	466円	579円

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

### ○主な加算と算定要件

加算	算定要件	自己負担額
サービス提供体制強化加算 (1日につき)	介護職員総数のうち、60%以上が介護福祉士資格を保有している場合	18円
送迎加算/片道 (希望者のみ)	利用者の心身状況、家族等の事情等から、ご自宅から等事業所との間の送迎を希望された場合	184円
療養食加算(対象者のみ) (1日につき)	医師の発行する食事せんに基づき提供された特別な食事(糖尿病食・肝臓病食・胃潰瘍食・高脂血症食等)を提供した場合	8円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取扱いとして創設	所定単位数×8.3%の1割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員等の確保、定着につなげるため、上記加算に加え、さらなる処遇改善のために創設	所定単位数×2.7%の1割

## (3)介護保険給付外費用

### ①食費及び居住費(1日あたり)

居住費(水道光熱費+室料)	1150円(第4段階以上)
食費(食材料費+調理コスト)	朝食500円 昼食600円 夕食600円(第4段階以上)

※「特定入所者介護サービス費」居住費・食費が過重な負担にならないように、所得状況により限度額が設定されております。

所得区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費限度額(1日あたり)	0円	370円	370円	1,150円
食費限度額(1日あたり)	300円	390円	650円	1,700円

※その他体所得者対策として、高額介護サービス費制度・社会福祉法人利用者負担軽減制度があります。  
(いずれも保険者へ申請が必要です。)